議案第15号

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月3日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

令和3年人事院勧告に伴い、町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例(平成17年山都町条 例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の 132.5」を「100分の127.5」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月の町長等の期末手当の支給についてのこの条例の規定による 改正後の町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例第5条の規定 の適用については、同条中「100分の127.5」とあるのは「100分 の117.5」とする。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例(平成17年条例第40号)新旧対照表

現行

(期末手当の額等)

第5条 町長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。 ただし、山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年山都町条例 第43号)第18条第2項中「100分の127.5」とあるのは「10 0分の132.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされ ている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の10を超えない範囲 内で別に規則で定めるものとする。

(期末手当の額等)

第5条 町長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。 ただし、山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年山都町条例 第43号)第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分 の127.5」とし、同条第5項において、規則で定めることとされてい る割合は、同項の規定にかかわらず、100分の10を超えない範囲内で 別に規則で定めるものとする。

改正後 (案)